

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月21日
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井政夫
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 森逸雄
【最寄りの連絡場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 森逸雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 250,005,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月21日に第59期有価証券報告書（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）を提出したことに伴い、平成22年5月24日に提出した有価証券届出書、並びに平成22年5月26日、平成22年6月11日及び平成22年6月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものとします。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は____線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

組込情報である第58期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について当該有価証券報告書の提出日（平成21年6月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月14日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に追加がございました。追加となった箇所は 〃で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項及び以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月14日）現在において判断するものです。

< 中略 >

2 臨時報告書の提出について

< 中略 >

3 最近の業績の概要

< 後略 >

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

組込情報である第59期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月21日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月21日）現在において判断するものです。

< 以下全文削除 >

「2 臨時報告書の提出について」の全文削除

「3 最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第58期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第58期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年9月3日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第59期第3四半期	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類については、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月21日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類については、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 亮 一代表社員
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 勝代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 雅 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本インター株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本インター株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月14日

日本インター株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 仁 戸 田 学代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 雅 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において4,740百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業の前提を基礎として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成22年4月26日の取締役会において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続の利用を申請する旨の決議し、同日付で事業再生実務家協会に対し申請し受理された。

重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は平成22年5月24日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議した。

重要な後発事象3．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議した。

重要な後発事象4．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、平成22年6月30日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金処分を決議した。

重要な後発事象5．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、自己株式を

全株消却することを決議した。

重要な後発事象 6 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、投資有価証券及びその他の資産の売却を決議した。

重要な後発事象 7 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本インター株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本インター株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

日本インター株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 亮 一代表社員
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 勝代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 雅 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

日本インター株式会社

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 仁 戸 田 学

代表社員
業務執行社員

公認会計士 高 島 雅 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本インター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インター株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度末において4,537百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業の前提を基礎として作成されており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映していない。

重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成22年4月26日の取締役会において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続の利用を申請する旨の決議し、同日付で事業再生実務家協会に対し申請し受理された。

重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は平成22年5月24日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議した。

重要な後発事象3．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議した。

重要な後発事象4．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、平成22年6月30日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金処分を決議した。

重要な後発事象5．に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、自己株式を

全株消却することを決議した。

重要な後発事象 6 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、投資有価証券及びその他の資産の売却を決議した。

重要な後発事象 7 . に記載されているとおり、会社は平成22年6月10日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。